

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この細則(以下「当細則」)は、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」)定款第22条第1項の規定に基づき、JPNICの役員を選任方法に関する役員候補者(以下「候補者」)の推薦、選任に関する手続等を定めることを目的とする。

2 定款に定めのない以下各号による選任の実施は、当細則によって行う。

(1) 補充

任期中の役員(以下「現任者」)が、法令若しくは定款で定めた役員の数に欠けた場合(以下「欠員」)又は現任者の員数が欠けた場合

(2) 増員

現任者の員数を増加する場合

## 第2章 候補者の推薦等

(理事会の推薦による候補者選定手続等)

第2条 理事長は、役員を選任を行うべき総会の開催予定日以前に開催される理事会において、理事会が推薦する候補者を決議しなければならない。

2 理事会が候補者を推薦しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得なければならない。

3 次条に定める正会員からの推薦による候補者がある場合は、第1項で決議した理事会推薦による候補者と合わせた役員候補者名簿を役員選任の議案として決議し、総会へ付議するものとする。

4 任期満了以外で監事を選任が必要とされる場合には現任の監事(監事が2人以上ある場合においては、その過半数)の同意を要する。

(正会員の推薦による候補者推薦手続の告知)

第3条 理事長は、役員選任を行うべき総会の開催予定日から3ヶ月前までに役員選任に関する日程、役員を選任する予定数、その他必要な事項を正会員に告知するものとする。

2 補充又は増員で選任が実施される場合も、その選任を行うべき総会の開催予定日から3ヶ月前までに役員選任に関する日程、役員を選任する予定数、その他必要な事項を正会員に告知するものとする。

但し欠員等により緊急の要があると、理事長が判断した場合は、この期間を短縮することが出来る。

(補充又は増員で選任する役員の任期)

第4条 定款第25条の定めに関わらず、補充又は増員により選任する役員の任期は前任者又は現任者の残任期とする。

2 前項にかかわらず、理事長が必要と認めた場合には、理事会の決議を以って、定款第25条に定める任期とすることも出来る。

(正会員の推薦による候補者の届出)

第5条 正会員の推薦を受けた候補者になるためには、所定の届出用紙に候補者本人及び候補者を推薦する10以上の個人正会員又は団体正会員の代表者が署名捺印をし、第3条により設定、告知された期限までに理事長に提出しなければならない。

(正会員の推薦候補者数等)

第6条 一つの正会員の推薦できる候補者は1名とする。但し、理事と監事は別個として扱う。

2 役員を補充又は増員の場合における選任については、第3条第2項により告知された期限の最終日の時点において、正会員が推薦した候補者が現任者である場合は、その正会員は、新たに役員候補者を推薦することはできないものとする。

3 正会員が複数の役員候補者を推薦した場合若しくは推薦の事実が無かった場合は、かかる正会員からの推薦は無効となる。

### 第3章 総会における役員を選任方法等

#### (選任の方法)

第7条 候補者の数が定款第21条で定める定数の範囲内の場合、その候補者が役員となる。但し、総会において信任投票に付さなければならない。

2 前項の信任投票で出席正会員の議決権総数の過半数の不信任があった候補者は、役員となることができない。

3 候補者の数が定款で定める定数の上限を超える場合は、総会における投票により、得票数の上位者より順次当選とする。但し、役員に選任されるためには、出席正会員の議決権総数の過半数の得票数を得なければならない。また、この投票において累積投票は行わない。

4 前項の投票の結果、下位に同数得票があつて順位が定まらない場合には、抽選により当該得票者の当選順位を決定する。

#### (投票の方法)

第8条 総会における投票は、候補者(理事、監事それぞれにつき)が2名以上の場合は所定の用紙を用いて行う。但し、候補者が1名の場合は挙手による投票によることもできるものとする。

2 投票は、それぞれの候補者ごとに行う。

#### (無効投票)

第9条 次の各号の投票は無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 賛否を確認し難いもの

(3) 定款第18条1項に定める書面表決により投票を行う場合、総会の開会前日までに到達しなかったもの

#### (投開票)

第10条 投開票作業は事務局が、議長の指示に従い行う。

2 総会会場における開票は、立会人として、当日会場に出席の正会員、監事、顧問弁護士のうちより、原則として3名以上を選出し、立会人は開票作業及び開票結果が適切であることを確認する。

#### (役員決定、就任)

第11条 役員を選任に関する議案が総会において決議されたときは、議長は、直ちにその結果を議場に報告し、当日会場に出席した各選任者に対して役員就任を確認するものとする。

2 理事長は選任された役員を法令に従い登記することを要する。

### 第4章 雑則

#### (改廃)

第12条 当細則の改廃は、総会の決議をもって行う。

#### (細則)

第13条 当細則に定めるもののほか、当細則の実施に必要な事項は、理事長が別に定めるところによる。

#### 附則

1 この細則は、当センターの設立許可のあった日から施行する。

#### 附則2

1 この細則は、1997年5月16日から施行する。

#### 附則3

1 この細則は、一般社団法人としての設立の登記の日から施行する。

#### 附則4

1 2015年6月19日付の改正は、2015年6月19日から施行する。